

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の延期を求める意見書

長引くコロナ禍が暮らしと営業の危機的状況を深刻化させ、いまだ景気回復が見通せない中で、令和5年（2023年）10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

消費税は、課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除（仕入税額控除）しますが、インボイス制度は、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要になり、免税業者との取引は仕入税額控除が受けられなくなるため、全国で500万を超える免税事業者が取引から排除される恐れがあります。

やむなくインボイス発行事業者の登録をすると、消費税の申告および納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなります。

長引くコロナ禍で、地域経済が疲弊する中、中小企業や個人事業主の経営危機も広がり、インボイス制度に対応できる状況ではありません。

また、インボイスの発行が困難なシルバー人材センター等を含む関係団体の安定的な事業運営が可能となる措置の実施が不可欠な状況です。

多くの中小企業をはじめとする経済団体や税理士団体も「廃止」「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声があがっています。

長引く新型コロナウイルス感染症危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根差して活動する中小零細事業者の存在は必要不可欠です。

以上のことから、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、消費税インボイス制度の延期を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月16日

東金市議会議長 相 京 邦 彦

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様
経済産業大臣 西 村 康 稔 様